

## 委託業務仕様書

### 1 委託業務の名称

愛媛県・大分県連携 豪州サイクリスト向けファミツアー事業委託業務

### 2 事業目的

豪州市場からのインバウンド旅行者はコロナ禍以降回復傾向にあり、2025年には過去最高を記録し、安定した成長を見せている。

また、近年では個人手配旅行が主流となり、環境に配慮した持続可能な観光への関心や、歴史・文化体験、自然・アクティビティなど体験型コンテンツに対する人気など、多様な価値観に基づく旅行傾向が世界的に広がっている。特に豪州市場では体験型コンテンツへの支出が高く、大都市の混雑を避け、地方部でのユニークな体験を求める傾向が強まっている。

こうした「アクティビティ×地方部」への需要を取り込むため、愛媛県と大分県をつなぎ、両県の地域資源や豪州市場の需要・嗜好を踏まえたサイクリングコースを造成するとともに、オーストラリアの旅行会社やサイクリングインフルエンサー、メディア関係者を招聘するファミツアーを実施する。

本事業では、両県の魅力を実際に体験・発信してもらうことで、豪州市場における認知度向上とインバウンド誘客の促進を図る。あわせて、温泉、歴史、自然景観など多様なサイクリング環境、安全性、おもてなし文化を効果的に紹介し、豪州サイクリスト層の来訪促進及びロングライド体験を通じた観光消費の拡大を実現する。

さらに、ファミツアーで得られたコンテンツ、評価、ネットワークを次年度以降のプロモーションや商品造成に活用することで、継続的な情報発信と誘客効果の拡大につなげることを目的とする。

○参考：対象とする豪州サイクリスト層

- ・日常的にサイクリングを楽しみ、ライフスタイルとして定着
- ・各種サイクリングイベントにも積極的に参加
- ・旅行先でも基本的には自己所有の自転車を利用するが、観光地の特性などに応じて、人によってはE-BIKEなど様々なジャンルの自転車をレンタサイクルして堪能

### 3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) 豪州サイクリスト向けファミツアーの実施

##### ① ツアー全体の企画・設計

(ア) 両県を周遊する、各県に概ね5泊程度以上滞在する10日間程度の行程を作成。

ただし、令和8年10～11月の中で「サイクリングしまなみ2026」を含む連続する日程。

(イ) 愛媛県側が指定する「サイクリングしまなみ2026」のコースに出発すること。

※出走枠は愛媛県が確保。

(ウ)以下の対象者を、各条件を付帯させた上で招聘する計画を策定すること。

・豪州現地のサイクリング旅行会社（4社・4名以上）

（条件：帰国後の具体的な旅行商品造成）

・豪州現地のサイクリングメディア・インフルエンサー（2社・2名以上）

（条件：記事配信、または複数回のSNS投稿等による情報発信）

(エ)豪州のサイクリストを対象とし、1日当たり概ね80～100km程度走行する中上級者向けのルート設計

(オ)走行距離、獲得標高、難易度、安全性の適切な設計

(カ)豪州市場の嗜好を踏まえ、【温泉、食、自然、文化体験等】の地域資源を結び付けた、ストーリー性のある行程構築

(キ)原則松山空港又は大分空港発着を想定した行程とすること。

(ク)次年度以降の具体的な誘客・商品造成に繋げるための指標（情報発信のリーチ数、想定商品造成数等）を企画提案時に提示し、事業実施後にその達成状況を検証すること。

② サイクリングルート及び体験コンテンツの構築

(ア)愛媛県内（しまなみ海道等）及び大分県内（やまなみエリア等）の魅力的な周遊ルート設定

(イ)絶景ポイント、地域観光地、文化体験、食体験等の組み込み

(ウ)地域での消費創出を意識した立寄り設計

(エ)県内事業者（宿泊、ガイド、ランドオペレーター等）との連携機会の創出

(オ)必要に応じE-BIKE等の活用提案

③ 参加者選定

(ア)参加者属性・発信力等の分析のうえ、効果的な参加者を選定すること

(イ)旅行会社、メディア等への直接アプローチ

(ウ)参加者の選定及び招聘手続

(エ)集客効果の検証

※必要に応じ、オンライン説明会等の実施を提案すること。

④ 宿泊・食事・移動等の手配

(ア)サイクリストフレンドリーな宿を中心とした宿泊施設の選定・手配

(イ)地域食材を活用した食事手配

(ウ)愛媛―大分間のフェリー移動手配

(エ)サポートカー、荷物搬送、補給体制の整備

(オ)空港送迎等の一体的手配

⑤ 運営及び安全管理

(ア)原則英語対応可能なサイクリングガイドの同行

(イ)安全管理計画及び緊急時対応マニュアルの作成

(ウ)参加者の旅行保険加入

(エ)ルートの事前確認及びリスク点検

(オ)飲食物の衛生管理及びアレルギー対応

(カ) 道路交通法等関係法令の遵守

## (2) 情報発信およびプロモーション用資材の作成

- ① 記録素材の撮影と活用：ツアーの様子を写真で記録するとともに、SNS や Web 等での発信を行えるよう、両県が次年度以降のプロモーションや商談等で継続的に活用できるデジタル素材（素材データ等）として整理・提供すること。
- ② 情報発信の促進：参加者による記事掲載・SNS 投稿を促進し、その波及効果を最大化させること。
- ③ 商談用資料の整備：ツアーを通じて得られた知見を整理し、販売活動で利用できるセールスシートやルート案などの資材を作成すること。

## (3) 検証および報告

- ① 参加者アンケートの実施・分析
- ② 市場ニーズ及び商品造成可能性の分析
- ③ 行程評価及び改善提案
- ④ 次年度の誘客に向けた提言：本ツアーの結果に基づき、次年度以降に具体的な送客を実現するためのアプローチ手法や、改善すべき受入体制等について提言を行うこと。
- ⑤ 業務実施報告書の作成（英語要約含む）

## (4) その他（任意提案）

上記(1)から(3)に掲げる業務のほか、本事業の目的をより効果的に達成するために有効と考えられる独自の施策がある場合は、任意で提案することができる。

※提案がある場合は企画提案書に含めること。

なお、提案内容の採択については、委託者と受託者が協議の上で決定するものとする。

## 6 成果物

受託者は業務完了後、以下を両県にそれぞれ提出すること。

- (1) ツアー行程表（日本語、英語）
- (2) 業務実施報告書（日本語・英語要約）
  - ・実施概要、KPI の達成状況検証、参加者アンケート分析を含む。
- (3) プロモーション用写真・データ一式
  - ・次年度以降の広報や商談会で二次利用可能な高品質な素材。
- (4) 商談・セールス用資材（英語）
  - ・現地の旅行会社が商品造成・販売にそのまま活用できるセールスシート、推奨ルートマップ、施設紹介資料等。
- (5) 次年度誘客に向けたロードマップ（旅行商品造成に向けた提案書を含む）
  - ・ツアーの結果を踏まえた具体的なターゲットへのアプローチ策や、今後の課題・提言をまとめたもの。

提出部数：紙媒体 1 部、電子媒体 1 式

## 7 成果物の著作権等

### (1) 著作権者

著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属する。

### (2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、委託者が行うものとする。

### (3) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ処理することとする。

## 8 その他留意事項

- (1) 参加者の招聘に係る費用は、委託費から支払うものとする。
- (2) 委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材（写真、動画など）の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。特に、電動アシスト自転車（E-BIKE など）を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。
- (3) 事業の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。特に、交通法規に関わる内容（例：制作する動画の交通違反の有無）は、法令を確認するとともに必要に応じて委託者と協議しながら慎重に進めること。
- (4) ホームページ及び SNS 等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- (5) ホームページ及び SNS 等の作成にあたっては、委託者と十分協議のうえ、作業を進めることとする。
- (6) 受託者は、作成したホームページ及び SNS 等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 旅行業法など業法に関する許認可が必要な事業領域については、許認可を有する事業者と事業を実施するなど業法違反を絶対に起こさないこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。
- (9) 戦略パートナーとの情報共有  
招聘候補者の選定、ツアー行程の検討、および事後のマーケティング活用にあたっては、委託者が契約する海外誘客担当の戦略パートナー（現地レップ等）と必要に応じて情報共有を行い、円滑な業務遂行に努めること。